

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

保養施設利用補助事業について（通知）

組合員とその被扶養者の元気回復と健康の増進を図ることを目的とし、下記のとおり保養施設利用補助事業を実施しますので、貴所属所職員に周知をお願いします。

記

1 事業の内容

組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者が公立学校共済組合の保養施設に宿泊した場合、1人1泊につき3,000円補助します。

2 補助の方法

組合員証（被扶養者は被扶養者証）又は組合員資格証明書を保養施設に提示の上、「宿泊利用補助申請書」を提出し、利用料金から補助金額を差し引いた金額を保養施設に支払うものとします。

3 利用料金

保養施設は組合員料金で利用することができ、組合員料金からさらに保養施設利用補助を受けることが可能です。施設によって利用の条件や料金が異なりますので、予約の際は必ず確認してください。

また、レクリエーション補助との併用も可能です。

4 昨年度からの変更点

保養施設利用補助の補助泊数の上限が、**年度内12泊まで**となりました。
（なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に**合算**されます。）

5 その他

利用にあたっては、裏面「令和5年度保養施設利用補助について」を併せて御覧ください。

担当：福利課 厚生担当
電話：048-830-6703

令和5年度 保養施設利用補助について

- 1 補助対象となる利用内容
保養又は行楽を目的として旅行し、別表の保養施設へ宿泊した場合とする。
ただし、**次の場合は補助対象外とする。**
(1) 公務出張（研修を含む。）による利用
(2) 宿泊を伴わない利用
(3) 利用金額が補助金相当額に満たない利用や、クーポン券等による利用
(4) **組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を持参しない利用**
- 2 実施期間
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までとする。
- 3 補助対象者
利用日現在において、公立学校共済組合埼玉支部の組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者の資格を有する者。（公立学校共済組合の組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を所持している者。）
- 4 補助金額
1人1泊につき3,000円を補助する。
- 5 補助対象泊数
年間を通じての**補助利用泊数の上限は12泊まで**とする。
（なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に**合算**されます。）
- 6 補助金相当額の返納
組合員資格のない方の御利用があった場合（補助対象者ではないにもかかわらず補助を受けた場合）は、補助金額を施設に**返納**しなければならない。
- 7 その他
施設により利用料金・休館日等が異なります。
御予約の際は、必ず諸条件を確認すること。

■ 利用方法

- (1) **予約時に埼玉支部組合員であることを施設に告げる。**
（利用の予約及び取消等については、利用者が直接施設に連絡する。）
- (2) 利用する際に、**組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書**を必ず持参すること。
- (3) チェックイン時に組合員証（被扶養者証）又は組合員資格証明書を提示し、下記の「**宿泊利用補助申請書**」を事前にダウンロードしてフロントに提出し、確認を受ける。
- (4) 利用料金から補助金額を差し引いた金額を施設に支払う。

■ 「**宿泊利用補助申請書**」

公立学校共済組合埼玉支部HPからダウンロードいただけます。



※トップページ＞ 埼玉支部トップページ＞ 厚生サービスを利用する＞ 宿泊施設を利用するとき＞ 保養施設利用補助＞ 利用方法

令和5年度 保養施設一覧

組合員・会員又はその被扶養者が公立学校共済組合の施設に宿泊した場合、組合員料金・会員料金で宿泊出来ます。さらにフロントにて組合員証・会員証を提示し、「宿泊利用補助申請書」を御提出していただくと1人1泊につき3,000円の補助が受けられます。

「宿泊利用補助申請書」は、公立学校共済組合埼玉支部HPからダウンロードいただけます。
※トップページ> 埼玉支部トップページ> 厚生サービスを利用する> 宿泊施設を利用するとき> 保養施設利用補助> 利用方法



	都道府県	区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	北海道	札幌宿泊所	ホテルライフオー・札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
2	岩手	盛岡宿泊所	サンセール盛岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	019-651-3322
3	宮城	仙台宿泊所	ホテル白萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
4	福島	飯坂保養所	あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
5	茨城	水戸宿泊所	ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
6	埼玉	埼玉宿泊所	ホテルブリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
7	千葉	千葉宿泊所	ホテルポートプラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
8	富山	富山宿泊所	パレプラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
9	長野	長野宿泊所	ホテル信濃路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
10	長野	浅間温泉保養所	みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
11	富山	立山保養所	※1 立山高原ホテル	930-1413	中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014
12	岐阜	岐阜宿泊所	ホテルグランヴェール岐阜	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
13	愛知	名古屋宿泊所	ホテル ルブラ王山	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151
14	三重	津宿泊所	プラザ洞津	514-0042	津市新町1-6-28	059-227-3291
15	京都	嵐山保養所	花のいえ	616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
16	大阪	大阪宿泊所	ホテルアウィーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ケ辻町19-12	06-6772-1441
17	兵庫	神戸宿泊所	ホテル北野プラザ 六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
18	奈良	奈良宿泊所	ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
19	和歌山	和歌山宿泊所	ホテルアバローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
20	鳥取	鳥取宿泊所	白兎会館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
21	島根	松江宿泊所	サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	0852-21-2670
22	岡山	岡山宿泊所	ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
23	山口	山口宿泊所	セントコア山口	753-0056	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
24	愛媛	道後宿泊所	にぎたつ会館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
25	高知	高知宿泊所	高知会館	780-0870	高知市本町5-6-42	088-823-7123
26	福岡	福岡宿泊所	福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
27	福岡	北九州宿泊所	小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
28	佐賀	佐賀宿泊所	グランデはがくれ	840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
29	長崎	長崎宿泊所	ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	095-822-2251
30	熊本	熊本宿泊所	水前寺共済会館グレースィア	862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
31	大分	別府保養所	豊泉荘	874-0902	別府市青山町5-73	0977-23-4281
32	鹿児島	鹿児島宿泊所	※2 ホテルウェルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

※1 立山保養所「立山高原ホテル」は立山黒部アルペンルート冬季閉鎖の為、閉鎖期間あり。
【閉鎖期間】令和5年4月1日から令和5年4月24日 / 令和5年11月5日から令和6年3月31日
※2 鹿児島保養所「ホテルウェルビューかごしま」は【長期休館中】

保養施設にお得に泊まろう！

令和5年度 変更点

保養施設利用補助の補助泊数の上限が、**年度内12泊まで**となりました。

組合員料金（年に何度でも御利用 OK）

公立学校共済組合の宿泊施設（保養施設）に宿泊した際、一般料金よりも安い、組合員料金で泊まることができます。

【利用方法】

- （1）予約時に埼玉支部の組合員であることを告げる。
- （2）利用時に組合員証を提示する。
- （3）組合員料金となる。

ホテルブリランテ武蔵野
に宿泊した場合

（例）シングル1泊（素泊り）
通常料金 8,700 円(税込)

↓
組合員料金 7,500 円(税込)

保養施設利用補助（年に **12泊まで** 利用 OK）

公立学校共済組合の宿泊施設（保養施設）に宿泊した際、1人1泊につき3,000 円の補助が**年度内12泊まで**受けられます。

（なお、被扶養者の補助泊数は、該当組合員の補助泊数に合算されます。）

【利用方法】

- （1）事前に HP からダウンロードした「宿泊利用補助申請書」に必要事項を記入する。
- （2）組合員証を提示し、宿泊利用補助申請書をフロントへ提出する。
- （3）補助額を差し引いた料金を支払う。

さらに！

ホテルブリランテ武蔵野 限定！！

さらに！

①宴会宿泊特別割引（年に何度でも利用 OK）

ホテルブリランテ武蔵野で、御料理の金額が 5,500 円（税込）以上の宴会を利用して宿泊された場合、宿泊料金から 1,100 円割引されます。

②食事等利用補助（年に **12回まで** 利用 OK）

ホテルブリランテ武蔵野で、レストランや宴会場等を御利用の場合、1人1回につき御食事代（税込）の半額（上限2,000円）の補助が**年度内12回まで**受けられます。

（なお、被扶養者の補助回数は、当該組合員等の補助回数に**合算**されます。）

【利用方法】

- ①宿泊予約時に「宴会宿泊特別割引」を利用の旨を申し出る。
 - ②事前に HP からダウンロードした「食事等利用補助申請書」を、宴会・レストラン利用時に提出する。
- ※精算時に割引額、補助額を差し引いた料金を支払う。